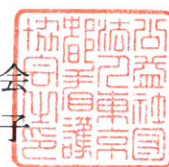


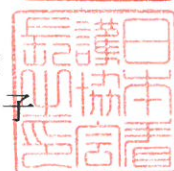
平成 30 年 5 月 31 日

東京都福祉保健局医療政策部長  
矢澤 知子 様

公益社団法人 東京都看護協会  
会長 山元 恵子



公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



### 看護施策の推進及び准看護師課程設置の認可について

日頃より、看護職についての養成、定着、再就業対策について、ご支援いただきありがとうございます。

看護職の職務は都民、国民の生命と健康な生活に直接影響を与える職務であり、東京都看護協会でもこのことを十分認識し、安全な医療・看護の提供のために事業を推進しております。

さて、標記の件について、平成 30 年 1 月に東京都に新たな准看護師養成課程の設置が申請されたと聞いております。

現在の医療ニーズの増大や地域包括ケアの推進を考えると、准看護師養成は、教育内容・時間ともに、求められる看護職の役割を果たすには不足しています。都民、国民にとっても、看護を提供する看護職自身にとっても、安全に看護が提供されるために必要な教育を保障することは不可欠です。このため、日本看護協会及び東京都看護協会では、准看護師養成の停止及び准看護師養成所から看護師養成所への転換を方針として、活動を進めています。

加えて、東京都看護協会では、毎年、東京都知事、福祉保健局長、医療政策部長及び都議会各会派への次年度の予算要求の中で、要望事項の一つとして「准看護師養成停止に向け、都として取組むとともに同時に国に働きかけられたい。」と挙げており、各会派からは、東京都も 3 年課程への移行のための看護師等養成所運営費補助を出されていると回答をいただいております。

また、東京都においては、これまでも養成対策から定着対策、再就業対策が強化され、東京都看護協会でもこれに合わせ施策の強化を図り、12 万 5 千人の就業している看護職への環境整備などの施策での支援、都内での潜在看護職約 10 万人への再就業対策として、東京都ナースプラザを中心に実施しております。今後とも、定着対策、再就業対策の更なる推進に力を注いでいただけますよう要望いたします。

重ねて、安全な看護を実施するとの観点からも、新たな准看護師養成課程の設置を認可することについては強く反対を表明するものです。